

地区計画（地区整備計画）の区域内における事前届出について

地区整備計画内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする場合は、国分寺市に事前の届出が必要です（都市計画法第 58 条の 2）。

1. 届出が必要な行為と添付図書

下記の届出が必要な行為を行う場合は、別記様式第 11 の 2 により届出をしてください（都市計画法施行規則第 43 条の 9）。

なお、届出に係る行為に変更が生じた場合は、別記様式第 11 の 3 により届出をしてください（都市計画法施行規則第 43 条の 10, 11）。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none">当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1000 分の 1 以上のもの設計図で縮尺 100 分の 1 以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書
建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更	<ul style="list-style-type: none">敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの都市緑地法第 34 条第 2 項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（<u>地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。</u>）で縮尺 100 分の 1 以上のもの二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺 50 分の 1 以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書
建築物又は工作物の形態又は意匠の変更	<ul style="list-style-type: none">敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの二面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書
木竹の伐採 （※地区整備計画において、樹林地、草地等の保全に関する事項が定められている場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none">当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺 1000 分の 1 以上のもの当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書
上記に該当しても、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。 <ul style="list-style-type: none">通常の管理行為、軽易な行為、都市計画法施行令第 38 条の 5 に定める行為非常災害のため必要な応急措置として行う行為国又は地方公共団体が行う行為都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画法施行令第 38 条の 6 に定める行為都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可を要する行為、都市計画法施行令第 38 条の 7 に定める行為	

2. 届出時期

上記の行為着手の 30 日前までに届出をしてください。

3. 提出部数

正副 各 1 部 合計 2 部（副本は適合通知書の交付の際に届出者に返却されます）

4. 適合通知書の交付

届出内容が地区計画に適合していると認めるときは、適合通知書を交付します。

5. 提出先

国分寺市まちづくり部まちづくり推進課

〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1

TEL : 042-325-0111

FAX : 042-324-0160

（提出にあたっては事前に連絡の上、ご来庁願います）